**～公園使用料について　有料スポーツ教室～**

１　概要

　平成２７年４月１日から公園において、有料スポーツ教室（以下　スポーツ教室と表記）を実施する場合は、公園使用料（以下「使用料」と表記）が必要となります。

２　使用料の計算方法

(1) 使用面積（㎡）×時間×１円

ア．面積は、毎回ごとの変更は行わず、固定面積とします。（初回申請時に「公園使用面積申請書」を提出してもらいます。なお、定例の使用面積を変更する必要が生じた場合は、再度「公園使用面積申請書」を提出してください。）

イ．時間は、準備及び撤去時間を含む、実質の占用時間とします。また、1時間に満たない時間は1時間として計算します。　例　1時間30分使用→2時間分の使用料が必要となります。

３　使用料がかからない場合

(1)指導者が、指導等の報酬、若しくはそれに準じるものを得ていない場合。

　(2)スポーツ教室料金が、開催者の個人又は法人の収入となっていない場合。

４　使用許可及び使用料納付の流れ

(1) 行為日の属する月初めに、当該月の使用分をまとめて「公園内行為許可申請書兼許可書」を公園緑地課窓口で申請してください。許可書は窓口でお渡しします。

**↓**

(2) 翌月の利用申請時に、前月の「利用実績報告書」を提出してください。

※雨天等により利用しなかった場合は、その旨報告書に記載してください。

**↓**

(3)報告書に基づいて、納付書を発行しますので、指定金融機関窓口で納付してください。

※使用料滞納がある場合は、許可を継続しないこともありますのでご注意ください。

例）毎週金曜日に〇〇公園でスポーツ教室を実施する場合（４月３日・１０日・１７日・２４日に実施予定）

①４月１日以降（３日まで）に「公園内行為許可申請書」を公園緑地課窓口へ提出。

②５月分の申請を行う際に４月分の「利用実績報告書」を提出。

③４月分の使用料を指定金融機関窓口へ納付。

５　許可条件及び注意事項について

・これまで実施されてきたスポーツ教室にのみ許可を行い、新規の有料スポーツ教室(新たな場所の追加も含みます)は、許可できません。

・無料体験会など、通常使用以外の日時、場所での新たな使用は許可できません。ただし、通常利用時間内での無料体験会の実施はできます。

・一般利用者や近隣等とのトラブルとならないように努め、市の指導に従ってください。なお、改善が見られない場合や同様のトラブルが継続される場合は、許可を継続しない場合があります。

・他の一般利用者への安全対策を講じてください。特に球技に関して、防球対策等を考慮してください。

・使用内容は、練習の範囲とし、試合は行わないようにしてください。

・保護者の送迎等による路上駐車等がないようにしてください。

・学校門付近や公園内等での勧誘は、施設管理者の許可を得て行うなど、地域でのトラブルが生じないようにしてください。

・公園緑地課から求めがあった場合は、予算書及び決算書並びに証拠書類など収支状況のわかる資料を提出してください。

・利用後は、不陸整正など原状回復を行ってください。

・地域理解を得られるよう定期的な公園清掃を行なうなど、他の模範となる活動に努めてください。

　～注意～

公園は、公共施設であり、許可を受けた場合並びに使用料を納付した場合であっても、他の利用者を排除し独占的に使用することなく、みんなの公園であることを基本に使用してください。